

## 委任状の押印について

長期優良住宅の各種認定申請を代理人に委任する場合、申請書に委任状の添付が必要です。委任状においては申請者の押印があるものを求めていましたが、2025年4月1日以降は以下の取扱いといたします。

### <委任状の取扱い>

下記のいずれかにて作成したものを添付してください。

- ① 委任者の押印、または自署のあるもの
- ② 委任者本人（法人等の場合は担当者）の連絡先が明記され、必要に応じて委任の意思確認ができるもの
- ③ 委任の事実確認ができる資料が添付されているもの

### <注意事項>

・委任状は、委任者本人の意思に基づいて作成する書類です。そのため、押印の要否について上記取扱②、③を選択する場合には、委任者・受任者間において押印を省略することの了解が取れていることが大前提です。

・委任状の偽造・及びその行使については、私有文書偽造罪・同行使罪等に問われることとなります。